

秋の火災予防運動を実施します!

11月5日(日)より11日(土)まで秋の火災予防運動期間です。秋は火災の発生しやすい季節です。火気の近くに燃えやすいものを置かないよう、また、「ゴミ焼き」や「寝た

ばこ」、「たばこのポイ捨て」は絶対にしないよう、火の取り扱いに十分注意して火災の発生を防止しましょう。

消防団員募集中! 女性団員也大歓迎です!

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

農政課

misatoアグリミーティングを開催します

これから美郷で農業に取り組む新たな仲間を増やしていくため、misatoアグリミーティングを開催します。年齢、性別は問いません。農業をきっかけに人と人とのつながりを増やしている事例を紹介します。

日時 ● 11月18日(土)
午後2時～午後5時



■きらきら農園(大仙市)

- 会場 ● 美郷町南ふれあい館ホール
 申込方法 ● 11月10日(金)までに下記へお申し込みください。
 内容 ● 基調講演 きらきら農園(大仙市)
 ● 事例紹介(町内農業者)
 ● みさトーク
 コーディネーター、パネリストを交え、これから農業に取り組む仲間へ向けて情報を発信します。
 ● 交流会

美郷町農業経営塾を開講します

農業実践者を講師として招き、平成30年以降の農業経営を考えるきっかけづくりとして農業経営塾(計2回)を開講します。

- 会場 ● 美郷町役場 3階 大会議室
 申込期限 ● 12月6日(水)
 定員 ● 50名
 募集範囲 ● 認定農業者、若手農業者、農業法人、集落営農組織

回	日時	講義タイトル	概要	講師
1	12月8日(金) 午後1時30分～	先進農業者から学ぶ、生産管理	・非農家出身の新規参入者 ・JGAPの日本で初めての団体認証団体 ・法人化を進めるメリット、デメリット	株式会社穂海(新潟県) 代表取締役 丸田 洋氏
2	12月15日(金) 午後1時30分～	先進農業者から学ぶ、人財育成	・認定農業者を中心に野菜栽培の会員農家で構成する団体 ・地域農業を支える農業法人として、雇用の創出、農業を志す若者の育成を行っている。	株式会社関東地区昔がえりの会(埼玉県) 代表取締役 小暮 郁夫氏

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

生涯学習課

「みさとのうた」CDを希望者に配布します



町では、町民歌と小中学校校歌を、町民の皆さまに身近に感じてもらうため、この度、CDを作成しました。CDには、航空自衛隊北部航空音楽隊による吹奏楽演奏が5曲、

小中学校児童生徒の歌が4曲、町民歌(オリジナル)1曲の計10曲が収録されています。希望される方に無料配布しますので、素晴らしい演奏と歌声をぜひお楽しみください。

- 配布期間 ● 11月15日(水)から
 配布方法 ● 美郷町公民館、美郷町学友館、美郷町北ふれあい館で配布します。
 その他 ● 原則として、お一人または一団体につき1枚とします。また、無くなり次第終了となります。
 ※小中学校児童生徒のご家庭には学校を通じて配布します。

問 町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事していれば加入することができます。（経営者だけでなく夫婦や親子でそろって加入できます）

特徴 1 保険料は自分で選べ いつでも見直せます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。

特徴 3 少子高齢化時代の強い年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取れる年金額が決まる積立方式の年金です。

特徴 5 保険料の国庫補助があります

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料（月額2万円）の2割、3割、または5割の国庫補助があります。

特徴 2 税制面で優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。（支払った保険料の15%から30%程度の節税になります）

特徴 4 80歳までの保証がついた 終身年金です

年金は生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなられた場合、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAまたは下記へお問い合わせください。



問い合わせ●町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料を滞納し続けていると…

災害などの特別な事情もなく介護保険料を滞納し続けていると、滞納している期間に応じて延滞金が加算されるほか、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れないようにしましょう。

① 1年以上滞納すると(償還払い化)

介護保険サービスを利用したときに、通常1割または2割負担のところ、いったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分（費用の9割または8割分）が払い戻されます。

② 1年6カ月以上滞納すると(一時差し止め)

利用した介護保険サービスの費用をいったん全額自己負担したうえで、払い戻し申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。さらに滞納が続く場合は、差し止められた額が保険料に充てられる場合もあります。

③ 2年以上滞納すると(給付額減額)

納期限から2年が経過すると、時効により納めることができなくなります。保険料を納めていない期間に応じて、自己負担が3割に引き上げられます。高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費なども支給されません。

※高額介護サービス費…自己負担額が一定額を超えた場合、本人の所得や世帯の課税状況に応じて超えた分が払い戻されます。（申請が必要です。）

※特定入所者介護サービス費（補足給付）…施設や短期入所サービスを利用したときの食費や居住費について本人や配偶者の課税状況や預貯金状況によって、一定額を超えた分が保険給付されます。（申請が必要です。）

※災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった場合は、納付の猶予や減免が受けられることもありますので、お問い合わせください。

問い合わせ◎介護保険事務所 指導監査班 ☎0187(86)3911